

使用前検査申請書

(玄海原子力発電所第4号機の変更の工事)

原発本第38号

令和2年4月17日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第43条の3の1第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 九州電力株式会社 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺和弘
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 玄海原子力発電所 所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村
申請に係る発電用原子炉施設の概要	玄海原子力発電所第4号機 発電用原子炉施設に係るもの 原子炉冷却系統施設 計測制御系統施設 放射線管理施設 原子炉格納施設 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 火災防護設備 浸水防護施設
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和元年11月28日 原規規発第1911283号 令和2年3月4日 原規規発第2003042号
検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	別紙のとおり
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和4年 8月

(手数料 金 593,500 円)

添付資料-1: 工事の工程に関する説明書

添付資料-2: 工事の工程における放射線管理に関する説明書

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	<p>工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号）</p> <p>期日 自 令和 2 年 5 月 19 日 至 令和 4 年 7 月</p> <p>場所 玄海原子力発電所 三菱重工業株式会社 ・原子力セグメント（神戸地区） （兵庫県神戸市兵庫区和田崎町） 東亜バルブエンジニアリング株式会社 （兵庫県尼崎市西立花町） 三菱電機株式会社 電力システム製作所 （兵庫県神戸市兵庫区和田崎町）</p>
	<p>工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）</p> <p>期日 自 令和 3 年 7 月 至 令和 4 年 8 月</p> <p>場所 玄海原子力発電所 株式会社富士精工本社 （石川県能美市大浜町） 東亜バルブエンジニアリング株式会社 （兵庫県尼崎市西立花町）</p>

工事の工程に関する説明書

年 月 項目	令和元年		令和2年												令和3年					
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
発電用原子炉施設に係るもの 原子炉冷却系統施設 計測制御系統施設 放射線管理施設 原子炉格納施設 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 火災防護設備 浸水防護施設	工事期間																			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> △ 使用前検査 (一号) </div>																				

令和3年						令和4年							
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
工事期間													
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> △ 使用前検査 (一号) </div>													
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ▲ 使用前検査 (五号) </div>													

△ 材料検査・寸法検査・外観検査・組立て及び据付け状態を確認する検査・耐圧検査・漏えい検査

▲ 機能・性能検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

(玄海原子力発電所第4号機の変更の工事)

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

b. 個人被ばく管理

線量は、ガラスバッジ及び警報付ポケット線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区域区分

4号機

4号機



a. 汚染区分

B区域^(注1)

(注1) 核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

b. 線量当量率区分

1区域^(注2)

2区域^(注3)

3区域^(注4)

(注2) 2.6 μ Sv/h を超えるおそれがあり、100 μ Sv/h を超えるおそれのない区域

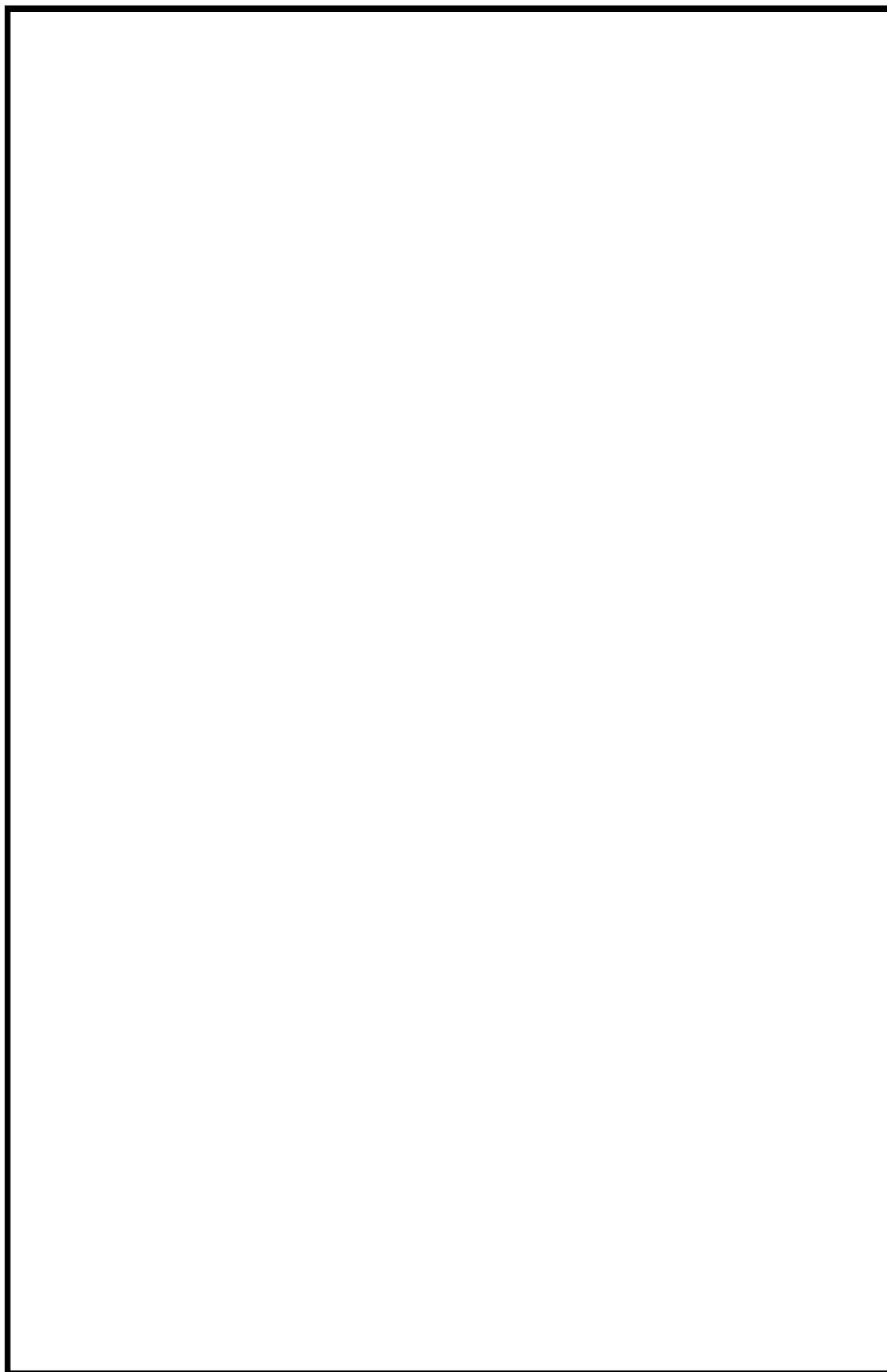
(注3) 1 mSv/h を超えるおそれのない区域

(注4) 1 mSv/h を超えるおそれのある区域

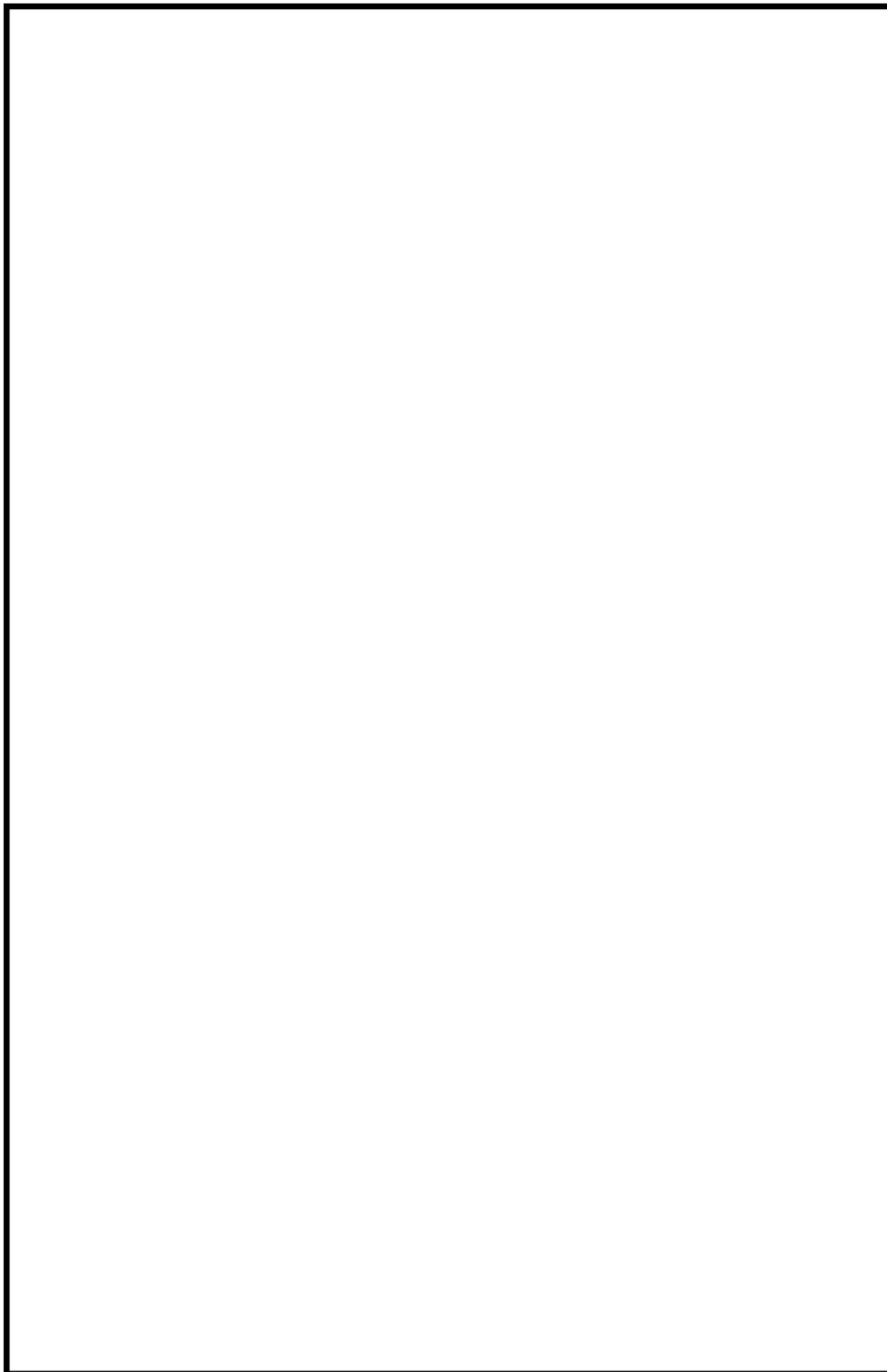
(3) 管理区域検査場所図

別紙参照

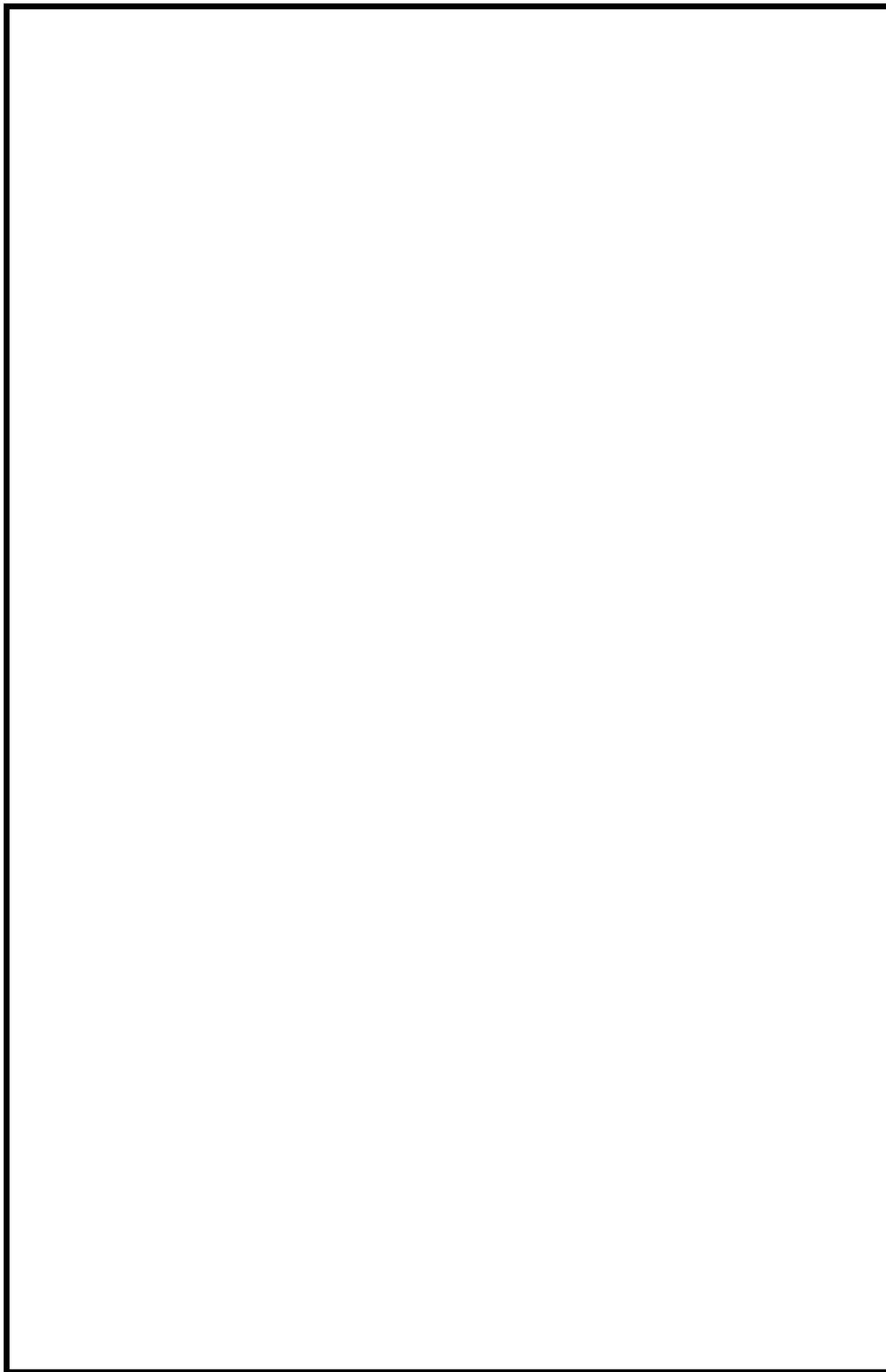
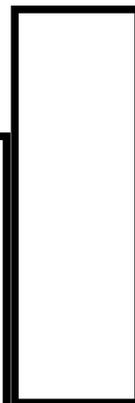
管理区域検査場所図



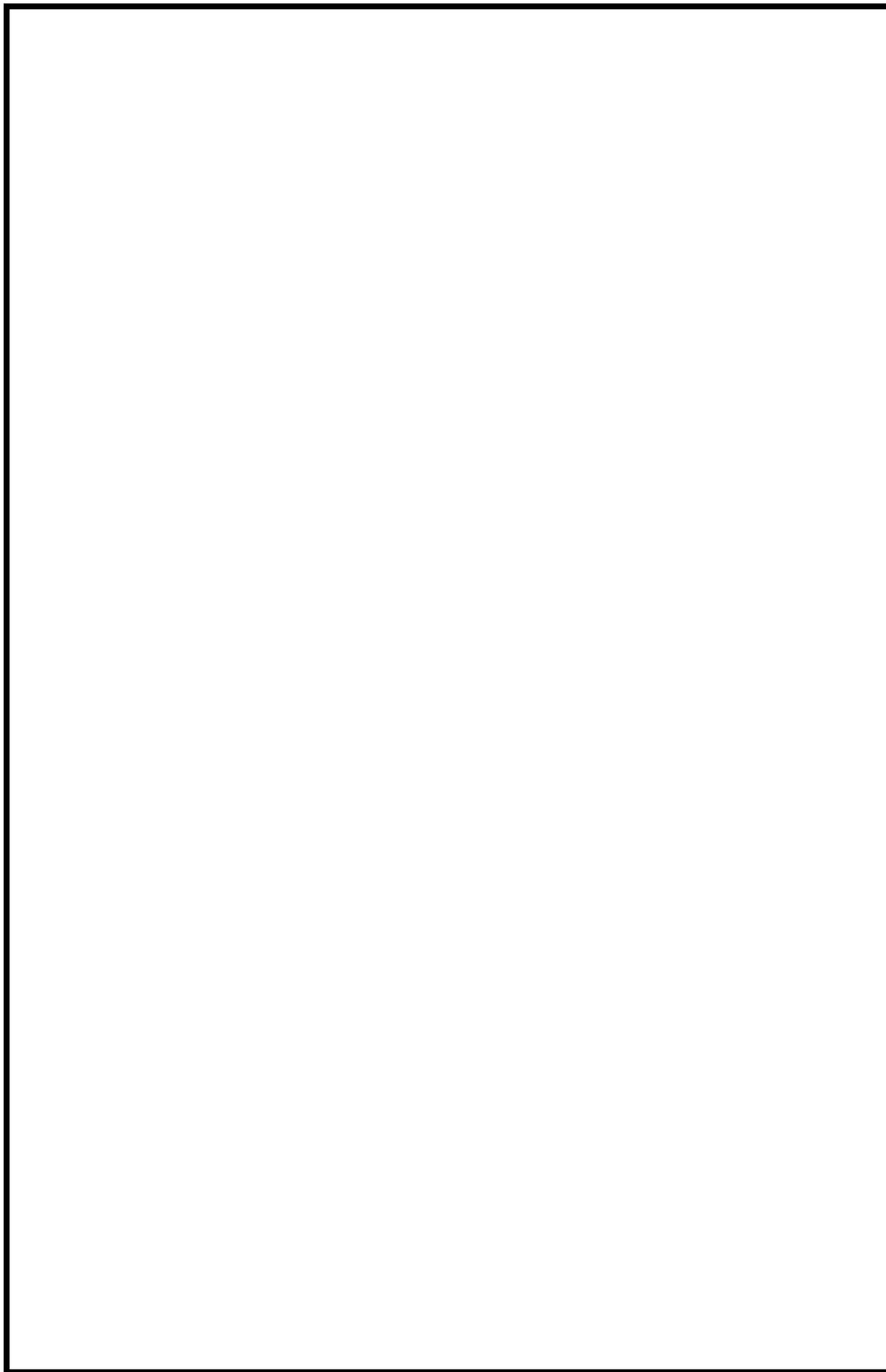
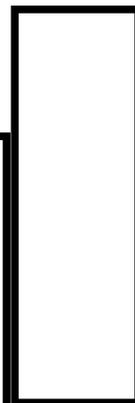
管理区域検査場所図



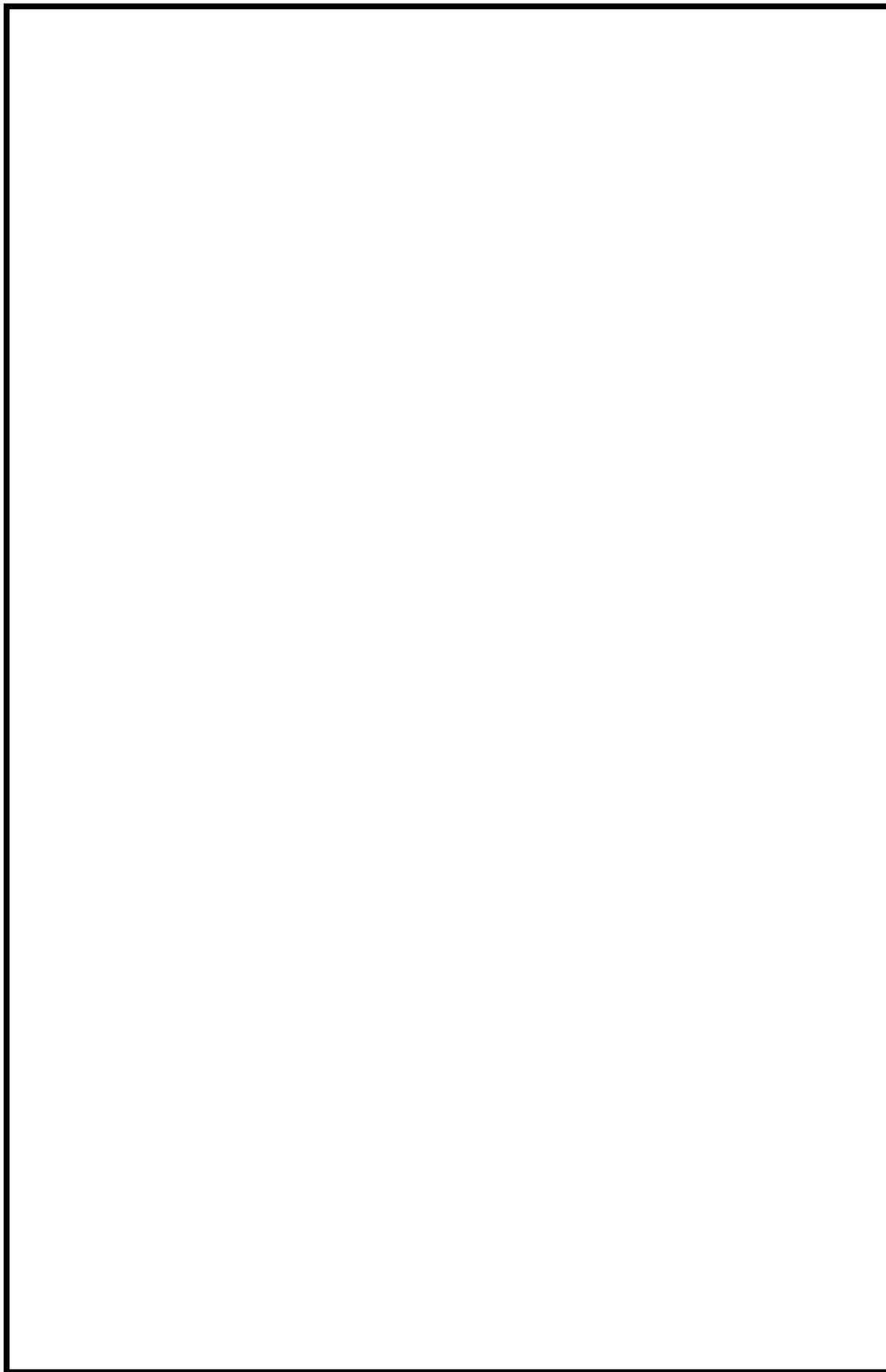
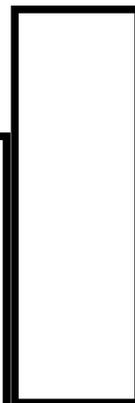
管理区域検査場所図



管理区域検査場所図



管理区域検査場所図



管理区域検査場所図

